

○佐賀県警察の検案嘱託医師に関する要綱の制定について（例規通達）

平成17年3月1日

佐本捜一発第77号

これまで、検案嘱託医師の嘱託等に関しては、佐賀県警察の検案嘱託医師に関する要綱（平成7年佐警本例規（捜一）第7号。以下「旧要綱」という。）に基づき行ってきたところであるが、嘱託に当たり、医師会との連携、嘱託する医師の人員、嘱託期間等を見直す必要があった。このため、別添のとおり新たな要綱を制定し、平成17年6月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、平成17年5月31日限りで廃止する。

別添

佐賀県警察の検案嘱託医師に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、適正な検視及び死体見分（以下「検視等」という。）を行うため、検案嘱託医師（検視等の立会を依頼するため警察本部長（以下「本部長」という。）が嘱託した医師をいう。以下同じ。）の嘱託等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（嘱託する業務）

第2条 検案嘱託医師に嘱託する業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 変死体の検視等における立会及び検案に関する業務
- （2） その他本部長が必要と認める業務

（嘱託）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内に病院、医院、診療所等を開業している医師又は当該病院に勤務する医師で、次に掲げる要件を満たすものを検案嘱託医師推薦書（様式第1号）により本部長に上申するものとする。

- （1） 警察業務に対して理解が深く、積極的な協力が得られること。
- （2） 死体検案についての知識、経験、研究心等を有していること。
- （3） 自らが現場に臨場できること。

2 署長は、検案嘱託医師の推薦に当たっては、地元の医師会に協力を求めるなど医師会との連携を図るものとする。

3 本部長は、嘱託の必要があると認めるときは嘱託状（様式第2号）を交付して嘱託するものとする。

（嘱託人員）

第4条 検案嘱託医師の人員は、警察署の規模及び実情、管轄区域内の地理等を勘案し相当と認められる人員とする。

(嘱託期間)

第5条 検案嘱託医師の嘱託期間は、嘱託の日から3年とする。ただし、補欠又は増員により嘱託した検案嘱託医師の嘱託期間は、他の嘱託医師の嘱託期間満了日までとする。

(再嘱託)

第6条 検案嘱託医師は、再嘱託することを妨げない。

2 前項の再嘱託に当たっては、前3条の規定を準用する。

3 署長は、再嘱託の必要があると認めるときは、嘱託期間満了日の1か月前までに本部長に上申するものとする。

(解嘱)

第7条 署長は、検案嘱託医師が辞意を申し出たとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検案嘱託医師解嘱上申書(様式第3号)により本部長に上申するものとする。

(1) 疾病等により業務の遂行に支障があると認めるとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 検案嘱託医師たるにふさわしくない非行のあったとき。

2 本部長は、解嘱が相当と認めるときは、当該署長を経由し検案嘱託医師解嘱通知書(様式第4号)を交付して解職するものとする。ただし、本人の死亡による解嘱の場合は、この限りではない。

(事務処理)

第8条 検案嘱託医師に関する事務は、捜査第一課において行うものとする。

2 捜査第一課長は、検案嘱託医師名簿(様式第5号)を備え付け、嘱託状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

2 この要綱施行の前日において、旧要綱により検案嘱託医師として嘱託されている者の嘱託期間は、平成17年5月31日までとする。

様式第1号(第3条関係)

第 年 月 日 号 佐 賀 県 警 察 本 部 長 殿 警 察 署 長 検 案 嘱 託 医 師 推 薦 書		
ふ り が な		生 年 月 日
医 師 名		年 月 日生(歳)
本 籍		
住 所	電 話	
病 (医) 院 名		
所 在 地	電 話	
診 療 科 目		
医師免許番号		
所 属 医 師 会		
経 歴 (役 職)		

受 賞 歴	
推 薦 理 由	
備 考	

様式第2号(第3条関係)

嘱 託 状

住 所

殿

あなたを検案嘱託医師として嘱託します

嘱託期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

佐賀県警察本部長

警 視 長

様式第3号(第7条関係)

第 年 月 日 佐 賀 県 警 察 本 部 長 殿 警 察 署 長 検 案 嘱 託 医 師 解 嘱 上 申 書		
医 師 名	ふ り が な	生 年 月 日
		年 月 日生(歳)
住 所		
嘱託年月日	年 月 日	
解嘱の理由		

様式第4号(第7条関係)

検 案 嘱 託 医 師 解 嘱 通 知 書

住 所

殿

検 案 嘱 託 医 師 を 解 嘱 し ま す 。

年 月 日

佐賀県警察本部長

警 視 長

様式第5号(第8条関係)

検 案 嘱 託 医 師 名 簿

番号	署 名	氏 名	生 年 月 日	診療科目	嘱 託 期 間	備 考
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)